

2025 年 9 月 17 日

お客様各位

イントロン株式会社
法務担当取締役
管理本部長 石津 直幸

IT 導入補助金の不正請求にご注意ください

平素より「あなたの調剤薬局※」サービスをご利用いただき、ありがとうございます。

このたび、お客様からのご質問内容を「IT 導入補助金事務局」に確認したところ、下記の行為は補助金の不正請求に該当するとの回答がありましたので、ご注意くださいたく、ご案内申し上げます。

1. 3 年間分のサービス利用料を補助金申請すること

IT 導入補助金は、最大 2 年分のサービス利用料しか申請できません。「セットプラン」等と称して、セット料金・パック料金の中に、3 年間分のサービス利用料を含めて IT 導入補助金を申請することは、補助金不正請求に該当します。

IT ツール登録要領 4. その他の留意事項（エ）に抵触（交付規定第 27 条 2 項 虚偽申請）

2. 契約更新であるにも関わらず、商品名を変えて、新規契約に見せかけて補助金申請すること

IT 導入補助金は、新規契約の場合のみ申請できます。契約更新であるにも関わらず、オプション商品などの名称を使って、新規契約に見せかけて IT 導入補助金を申請することは、補助金不正請求に該当します。

公募要領（5）補助対象外となる経費（ケ）に抵触（交付規定第 27 条 2 項 虚偽申請）

3. 補助金採択前に代金の支払いを行うこと

IT 導入補助金は、補助金採択後に事業者を支払った代金のみ、補助金申請対象となります。採択前に支払った代金の支払日を採択後の日付に修正すること、採択前に支払った代金を、採択後に一旦返金を受けて再度事業者を支払う行為は、補助金の不正請求に該当します。

公募要領（5）補助対象外となる経費（ケ）に抵触（交付規定第 27 条 2 項 虚偽申請）

上記の不正が発覚した場合、補助金の返金を求められる可能性がありますので、ご注意ください。

以上

※ 「あなたの調剤薬局」は、株式会社スカイリンクス（東京都中央区、渡辺淳志社長）の登録商標です。